

健康の話

37



今月の執筆者
澤井直子看護師

今月の知つてトクする健康の話
のテーマは「禁煙について」。
澤井直子看護師がご紹介します。

自分が大切だから、たばこは吸わない。
あなたが大切だから、たばこは吸わない。
あなたが大切だから、あなたもたばこを吸わないで。
禁煙は愛情なのです。

このページでは、カゼの予防、健康診断、心のケア、食事に関する豆知識など、皆さんに日頃気になっている健康に関するよもやま話を、保健師・栄養士・看護師の皆さんにリレー形式でご紹介しています。

知つてトクする

あなたは「たばこ」をやめたいと思ひますか？

7月から結核・肺がん検診がスタートしました。皆さんには、もうお済みですか？ 喫煙が、肺がん発症率を上げていることは皆さんご存じかと思います。発ガン作用のほかにも、喫煙はさまざまな疾患の発症・進展の一因となっています。動脈硬化促進、血管収縮作用・血流量の低下による肌の老化・歯周病、心肺機能の低下、慢性気管支炎・肺気腫などによる呼吸機能の低下などが挙げられます。

「今は実感はないけれど、たばこを吸っていると病気になるかも」という不安を感じながらも、喫煙はやめられないという人も多いと思います。喫煙者に「たばこをやめたいたとおり■すぐにやめたい20番、■いずれやめたい30番、▼楽にやめられるならすぐにやめたい30番（静岡市・健康トピック2006より）」という結果でした。

また、近年よく耳にする「メタボ」と喫煙の関係をご存知ですか。実は「メタボの上流にタバコあります」といわれる煙はメタボの危険因子（肥満による筋肉の老化・歯周病、心肺機能の低下、慢性気管支炎・肺気腫などによる呼吸機能の低下などが挙げられます。

吸器感染症の発症と悪化、乳幼児突然死症候群などは影響が確実なものとしてあげられます。たばこ煙中の一酸化炭素による酸素欠乏や、さまざまな有害物質により胎児の脳が障害を受けるのです。また、親の喫煙が将来わが子が喫煙する率を高くなります。

今は保険で「禁煙治療」が受けられます。喫煙者の皆さん、たばこをやめた自分を想像してみてください。

まだ間に合う！「渴水対策」

スプリンクラー・点滴チューブが効果的

※まだ未購入の方へ、ホーチキの火災警報器を日立工機が販売・2個以上がお得価格で好評販売中

農機具の購入・修理・改造など、お気軽にご相談ください。地域のお店だからこそ、ていねいに分かりやすく、迅速に対応いたします！

前田機材

作物を「鳥獣食害」から守る！

電気柵・ネットは意外と安い（半額助成金）

やつや祭
8/13㈯
高瀬河川敷

川根本町上長尾795-1
IP電話 050-3363-2252
56-0006
56-0009

皆さんの参加をお待ちしています
エコツーリズム ネットワーク 積極的に活動中です

川根本町エコツーリズムネットワークでは、町内の自然環境や産業文化などの地域資源に触ながら学ぶ、さまざまなエコツアーを開催しています。これは、地域資源を活用して交流人口の拡大を図ることとともに、それらの価値や可能性を正しく理解することで、より良い保護・保全につなげていこうという考えによるものです。

本年度に入り、徳山地区の満開の桜や、アカヤシオの群生を観察する大札山ハイキング、一番茶の手摘みや梅干作り（本号まちの話題に記事）を体験するなど、多彩なエコツアーを開催して町内外から多数の皆さんにご参加いただいています。

エコツーリズムネットワークでは、今後も、夏から秋

にかけて数々のエコツアーを計画しています。町民の皆さんも見逃してしまいがちな地域の素晴らしい資源を再発見するために、皆さんぜひご参加ください。

また、エコツーリズムネットワークの考え方を賛同し、一緒に活動をしていただける人を随時募集しています。事務局（総合支所商工観光課）まで、気軽にお問い合わせください。



アカヤシオの群生を観察する大札山ハイキング

母子家庭などにおける生活の安定、次代の社会を担う児童の健全な育成を目的として、保険診療の医療費の自己負担分を町が助成します。

助成対象

●所得税が課せられていない人で、20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母と児童および父子家庭の父と児童●両親のいない児童

●受給者証の交付
受給者証の交付を受けるには福祉課福祉室または福祉介護室まで次のものを持参して申請してください。
①印鑑、②健康保険証（本人、助成対象となる児童のもの）

●受給者証の有効期限
7月から翌年6月までの1年間です。毎年6月に更新申請が必要です。

●受給者証の停止
受給資格者と生計を同じくする人に、前年分の所得税（1月から6月までの間に受けた医療について、前々年分の所得税）が課せられているときはその年の7月から翌年の6月までの間支給が停止になります。詳細は福祉課までお問い合わせください。

●助成の方法
医療機関で受診するときは、受給者証と健康保険証を必ず提出してください。医療費の自己負担分を支払い、2ヵ月後に指定の口座に助成金が振り込まれます。役場に医療費請求の届け出は必要ありませんが、県外で受診した場合は申請が必要な場合があります。

分は除きます。

母子家庭など医療費を助成します

福祉課 (56) 2224

●受給者証の交付
受給者証の交付を受けるには福祉課福祉室または福祉介護室まで次のものを持参して申請してください。
①印鑑、②健康保険証（本人、助成対象となる児童のもの）

●受給者証の有効期限
7月から翌年6月までの1年間です。毎年6月に更新申請が必要です。

●受給者証の停止
受給資格者と生計を同じくする人に、前年分の所得税（1月から6月までの間に受けた医療について、前々年分の所得税）が課せられているときはその年の7月から翌年の6月までの間支給が停止になります。詳細は福祉課までお問い合わせください。

●助成の方法
医療機関で受診するときは、受給者証と健康保険証を必ず提出してください。医療費の自己負担分を支払い、2ヵ月後に指定の口座に助成金が振り込まれます。役場に医療費請求の届け出は必要ありませんが、県外で受診した場合は申請が必要な場合があります。

◆ご家族・グループお食事会 約10名様（要予約）1,000円（税込）～
◆幕の内弁当（要予約）500円～
◆姫宮いなり寿司（要予約）500円～
営業時間 11:00～14:30
17:00～20:00

食事処 さか希
川根本町上長尾 56-0110